

9 月上旬号  
2016 年

# 国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

## 为外国人举办 1 日咨询服务 in 东大阪

# 2016 年 11 月 3 日

(周四・节日)



外国人のための 1 日相談サービス  
Consultation Service Day

외국인을 위한 1 일 상담 서비스  
在东大阪的 1 日咨询服务

Dịch vụ một ngày tư vấn

ISANG ARAW NA SERBISYO SA PAG KONSULTA

Día de Servicio de Consulta

วันรับบริการให้คำปรึกษา

11:00~15:30 (受理到 15:00 为止)

布施站前市民中心



(近铁奈良线・大阪线 布施站前北侧 ヴェル・ノール布施 5 楼)

有关签证・归化、工作、劳动、年金・社会保险、国民健康保险、教育(孩子的升学事项・奖学金制度等)、健康方面的烦恼・育儿等使用多国语言由专家提供咨询服务。以及, 提供(公营住宅)等生活信息。

※ 免费、不需要预约、严守秘密

- 对应语言: 日语、英语、韩国・朝鲜语、中文、越南语、菲律宾语、西班牙语、泰语(8 种语言)
- 询问处: 东大阪市国际情报广场 **TEL 06-4309-3311**

## 支付 2016 年度临时福祉给付金及面向领取障害・遗嘱年金者的给付金

平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金を支給

### 【2016 年度临时福祉给付金】

■ 支付对象: 2016 年 1 月 1 日时在本市有居民基本台账登录, 并且 2016 年度市府民税(包括均等比例)为非课税的人。

※ 如果是市府民税(包括均等比例)为课税人的扶养亲属及领取生活保护者的人除外。

### 【面向领取障害・遗嘱年金者的给付金】

■ 支付对象: 领取 2016 年度临时福祉给付金的对象, 并且 2016 年 5 月领取障害基础年金或是领取遗族年金的人。

※ 领取高龄者给付金的人除外。

### 【申请方法】

8 月末按顺序依次把申请书邮寄给可领取的对象者, 收到后请用同信封的回信用信封邮寄申请。

### 【申请受理期间】

2016 年 9 月 1 日(周四)~2017 年 2 月 1 日(周三)  
(当日邮戳有效)

但是, 在决定给付金支付之日时, 必须持有中长期在留

### 【平成 28 年度临时福祉给付金】

■ 支給对象者: 平成 28 年 1 月 1 日時点で本市の住民基本台帳に登録されている方で、平成 28 年度市府民税(均等割)が課税されていない方。

※ 市府民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族等や生活保護の受給者などは対象外です。

### 【障害・遺族年金受給者向け給付金】

■ 支給对象者: 平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年 5 月分の障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給されている方。

※ 高齢者向け給付金を受給された方は対象外です。

### 【申請方法】

各給付金の対象と思われる方には、8 月末以降順次、申請書などを送付します。同封の返信用封筒で郵送申請してください。

### 【申請受付期間】

平成 28 年 9 月 1 日(木)~平成 29 年 2 月 1 日(水)(当日消印有効)  
ただし、給付金の支給が決定される日において、中长期在留者



<p>資格。如果在申请后开始到决定支付日期间，因在留资格到期而不能在支付日时确认是否持有在留资格的人，请去地方入国管理局办理在留期间的更新手续等后，再提出申请。</p>	<p>などであることが必要です。なお、支給決定までに要すると見込まれる期間を経過する日までの間に、在留期間の満了日などが到来する方については、支給時に在留資格等を有することが確認できないおそれがあるため、地方入国管理局で在留期間の更新などを行ってから申請してください。</p>
<p>询问处: 给付金咨询中心 TEL: 0570-023-888</p>	<p>問い合わせ先: 給付金お問い合わせセンター</p>

<p><b>是否已递交儿童津贴现状调查表</b></p>	<p><b>児童手当の現況届は提出済みですか</b></p>
<p>6月寄出了儿童津贴・特例支付现状调查表，还没有递交的人请尽快邮寄或是直接递交到国民年金课、行政服务中心。如果没有递交现状调查表6月份以后的儿童津贴将被停止支付，放任不管，2年后将失去领取权利，请务必尽快递交。</p>	<p>6月に送付しました児童手当・特例給付現況届をまだ提出していない方は、早急に郵送するか国民年金課または行政サービスセンターへ提出してください。提出がない場合は、6月分以降の支給が停止されます。そのまま2年を経過すると、受給権がなくなりますので、必ず提出してください。</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先: 国民年金課</p>

<p><b>9月24日开始为预防结核周</b></p>	<p><b>9月24日から結核予防週間</b></p>
-----------------------------	-----------------------------

长期咳嗽和低热、咳痰等因与感冒症状相似容易自己判断，久病不愈时请去医疗机构就诊。所以，请借此机会接受检查。有关实施医疗机构等详细内容请参考9月1日(周四)以后的市政府网页。

询问处: 母子保健・感染症課 TEL 072-960-3805/ FAX 072-960-3809

長引くせきや微熱、たんなどの症状は、風邪に似ているため風邪と自己判断しがちですが、症状が長引く場合は医療機関を受診してください。また、この機会に検診を受けましょう。実施医療機関など詳しくは9月1日(木)以降の市ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先: 母子保健・感染症課

**【肺癌・结核拍片検査 肺がん・結核エックス線検診】**

場所 場所	時間 日時	申請・询问处 申込・問合せ先
<p>东保健中心 ひがしほけん 東保健センター</p>	<p>9月29日(周四) 9:30～、10:15～ 9/29(木) 9:30～、10:15～</p>	<p>东保健中心 TEL 072-982-2603/FAX072-986-2135 ひがしほけん 東保健センター</p>
<p>西保健中心 にしほけん 西保健センター</p>	<p>9月27日(周二) 9:10～、10:00～ 9/27(火) 9:10～、10:00～</p>	<p>西保健中心 TEL 06-6788-0085/FAX06-6788-2916 にしほけん 西保健センター</p>

◆対象: 肺癌検査=市内在住の40歳以上の人、結核検査=市内在住の65歳以上の人

対象: 肺がん検診=市内在住の40歳以上の方、結核検診=市内在住の65歳以上の方

◆定員: 各日40人(按申请先后顺序)，可使用电话或是直接去申请。

定員: 各日40人(申込先着順)、お申し込みは、電話または直接

<p><b>个人编号卡</b></p>	<p><b>マイナンバーカード</b></p>
---------------------	-------------------------

收到个人编号卡交付通知书(明信片)的人，请在市政府网页上预约，或是与市政府个人编号电话咨询中心电话预约后，去西邻市政府大楼的分馆(自行车停车场南侧)1楼个人编号通知卡交付窗口领取。不管是何种预约方法，都需要交付通知书上所记载的号码。

另外，个人编号卡的保管期间原来定为交付通知书寄出开始6个月后的月末为止，以后保管期间将延长数个月左右，延长措施结束之前会事先通知。

マイナンバーカードの交付通知書(ハガキ)が届いた方は、市ウェブサイトまたは市マイナンバーコールセンターに電話で予約のうえ、市役所本庁舎西隣別館(駐輪場南側)1階マイナンバーカード交付窓口にお越しください。8月中旬から予約枠を増やしています。いずれの予約方法も交付通知書に記載の番号が必要です。

なお、交付通知書送付後のマイナンバーカードの保管期間を送付日から6か月後の月末までとしていましたが、数か月程度、保管期間を延長します。延長措置を終了するときは事前にお知らせします。

询问处: 市政府个人编号电话咨询中心 TEL 0570-078-506  
問い合わせ先: 市マイナンバーコールセンター

